

道路法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文 目次

目次

○ 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）（抄）

•
1

				占用物件		別表（第十九条関係）	改正案
第一種電話柱	第三種電柱	第二種電柱	第一種電柱	単位	占用料		
年 つき 一 一本に							
〇 九 一 〇 一	〇 五 四 〇 四	〇 三 三 〇 三	〇 二 二 〇 二	級地 第一			
〇 八 四	〇 〇 二 〇 二	〇 四 一 〇 一	〇 九 四 〇 四	級地 第二			
〇 六 〇	〇 四 一 〇 一	〇 〇 一 〇 一	〇 六 七 〇 七	級地 第三			
〇 五 一	〇 二 一 〇 一	〇 八 八	〇 五 七 〇 七	級地 第四			
〇 四 七	〇 一 一 〇 一	〇 八 一	〇 五 三 〇 三	級地 第五			

				占用物件		別表（第十九条関係）	現行
第一種電話柱	第三種電柱	第二種電柱	第一種電柱	単位	占用料		
年 つき 一 一本に							
〇 七 一 〇 一	〇 九 三 〇 三	〇 九 二 〇 二	〇 九 一 〇 一	級地 第一			
〇 七 一	〇 七 一 〇 一	〇 二 一 〇 一	〇 八 〇	級地 第二			
〇 五 一	〇 二 一 〇 一	〇 八 七	〇 五 七 〇 七	級地 第三			
〇 四 三	〇 九 九	〇 七 三	〇 四 八 〇 八	級地 第四			
〇 三 九	〇 九 〇	〇 六 七	〇 四 三 〇 三	級地 第五			

（傍線の部分は改正部分）

物 る に 掲 げ 第 一 項 第 二 条 法 第 三										
変 圧 塔 そ の 他 こ	压 器 地 下 に 設 け る 变	压 器 路 上 に 設 け る 变	線 そ の 他 の 線 類	地 下 に 設 け る 電	類	上 空 に 設 け る 線	共 架 電 線 そ の 他	そ の 他 の 柱 類	第三 種 電 話 柱	第二 種 電 話 柱
	年 つ き 一 年 つ き 一	年 つ き 一 個 に	き 一 年 つ き 一	ル に つ 一 メ ト 長 さ 一						
三 、	○ 二 一 、	○ 九 一 、	二	一 九	○ 一 九	○ 三 四 、	○ 一 三 、			
一 、	○ 五 一 、	○ 八 二 、	五	八	八 四	○ 八 一 、	○ 三 一 、			
一 、	○ 三 六 、	○ 五 九 、	四	六	六 〇	○ 三 一 、	○ 九 六 、			
一 、	○ 三 一 、	○ 五 〇 、	三	五	五 一	○ 一 一 、	○ 八 二 、			
九 四	○ 二 八 、	○ 四 六 、	三	五	四 七	○ 〇 一 、	○ 七 五 、			

物 る に 掲 げ 第 一 項 第 二 条 法 第 三										
変 圧 塔 そ の 他 こ	压 器 地 下 に 設 け る 变	压 器 路 上 に 設 け る 变	線 そ の 他 の 線 類	地 下 に 設 け る 電	類	上 空 に 設 け る 線	共 架 電 線 そ の 他	そ の 他 の 柱 類	第三 種 電 話 柱	第二 種 電 話 柱
	年 つ き 一 年 つ き 一	年 つ き 一 個 に	き 一 年 つ き 一	ル に つ 一 メ ト 長 さ 一						
三 、	○ 〇 一 、	○ 六 一 、	一 〇	一 七	○ 一 七	○ 七 三 、	○ 七 二 、			
一 、	○ 四 三 、	○ 七 〇 、	四	七	七 一	○ 六 一 、	○ 一 一 、			
一 、	○ 三 〇 、	○ 四 九 、	三	五	五 一	○ 一 一 、	○ 八 一 、			
八 五	○ 二 六 、	○ 四 二 、	三	四	四 三	○ 九 四 、	○ 六 八 、			
七 八	○ 二 三 、	○ 三 八 、	二	四	三 九	○ 八 五 、	○ 六 二 、			

満のもの ・メートル以上 未	外径が○・○七	もの メートル未満の	外径が○・○七	その他のもの	広告塔	郵便差出箱及び 信書便差出箱	及び公衆電話所 れに類するもの
				年 つき一	年 つき一	年 つき一	
				トルに方メ積一占用平面	トルに方メ積一表示平面	一個に	
〇 一二	八 二	〇 九〇三、	〇 〇〇三	〇 六〇一、	〇 九〇		
五〇	三 五	〇 七〇一、	〇 四〇五、	〇 七一	〇 七〇		
三 六	二 五	〇 二〇一、	〇 九〇一、	〇 五〇	〇 二〇		
三 一	三 一	〇 〇〇一、	〇 九〇	〇 四三	〇 〇〇		
二 八	二〇	〇 九四	〇 五八	〇 三九	〇		

満のもの ・メートル以上 未	外径が○・○七	もの メートル未満の	外径が○・○七	その他のもの	広告塔	郵便差出箱及び 信書便差出箱	及び公衆電話所 れに類するもの
				年 つき一	年 つき一	年 つき一	
				トルに方メ積一占用平面	トルに方メ積一表示平面	一個に	
〇 一〇	七 一	〇 四〇三、	〇 〇〇三	〇 四〇一、	〇 四〇		
四 三	三〇	〇 四〇一、	〇 八〇四、	〇 六〇	〇 四〇		
三〇	三	〇 〇〇一、	〇 八〇一、	〇 四二	〇 〇〇		
二 六	一 八	〇 八五	〇 八七	〇 三六	〇		
二 三	一 六	〇 七八	〇 五九	〇 三三	〇		

法第三十二条第一項第一号											
のもの	外径が○・一メ	外径が○・四メ	外径が○・三メ	外径が○・二メ	外径が○・一五	外径が○・一メ	満のもの	満のもの	満のもの	満のもの	外径が○・一メ
のもの	外径が○・七メ	外径が○・四メ	外径が○・三メ	外径が○・二メ	外径が○・一五	外径が○・一メ	満のもの	満のもの	満のもの	満のもの	外径が○・一メ
のもの	外径以上一メ	外径以上一メ	外径以上一メ	外径以上一メ	外径以上一メ	外径以上一メ	満のもの	満のもの	満のもの	満のもの	外径以上一メ
のもの	外径未満のもの	外径未満のもの	外径未満のもの	外径未満のもの	外径未満のもの	外径未満のもの	満のもの	満のもの	満のもの	満のもの	外径未満のもの

き
年
ル
につ
メート
長さ
一

〇 二 一	〇 八 二	〇 四 七	〇 三 五	〇 三 三	〇 一 七
〇 五 〇	〇 三 五	〇 二 〇	〇 一 五	〇 一 〇	七 六
〇 三 六	〇 二 五	〇 一 四	〇 一 一	七 三	五 四
〇 三 一	〇 三 三	〇 一 二	九 二	六 一	四 六
〇 二 八	〇 二 〇	〇 一 一	八 五	五 六	四 二

法第三十二条第一項第二号											
のもの	外径が○・一メ	外径が○・四メ	外径が○・三メ	外径が○・二メ	外径が○・一五	外径が○・一メ	満のもの	満のもの	満のもの	満のもの	外径が○・一メ
のもの	外径が○・七メ	外径が○・四メ	外径が○・三メ	外径が○・二メ	外径が○・一五	外径が○・一メ	満のもの	満のもの	満のもの	満のもの	外径が○・一メ
のもの	外径以上一メ	外径以上一メ	外径以上一メ	外径以上一メ	外径以上一メ	外径以上一メ	満のもの	満のもの	満のもの	満のもの	外径以上一メ
のもの	外径未満のもの	外径未満のもの	外径未満のもの	外径未満のもの	外径未満のもの	外径未満のもの	満のもの	満のもの	満のもの	満のもの	外径未満のもの

き
年
ル
につ
メート
長さ
一

〇 〇 一	〇 七 一	〇 四 〇	〇 三 〇	〇 二 〇	〇 一 五
〇 四 三	〇 三 〇	〇 一 七	〇 一 三	八 六	六 四
〇 三 〇	〇 三 一	〇 一 三	九 一	六 一	四 五
〇 二 六	〇 一 八	〇 一 〇	七 七	五 一	三 八
〇 二 三	〇 一 六	九 三	七 〇	四 七	三 五

下室及び地下街			法第三十二条第一項第 四号に掲げる施設	その他のもの				
の二のも	階数が	の一のも			も の け る に 設 地 下	他 の に 設 上 空	そ の け る に 設 上 空	柱類 その他の を表示する 標示柱
Aに○・○○六を乗じて得た額	Aに○・○○四を乗じて得た額				年 つ き 一	ト ル 方 積 占 用 面	年 つ き 一	
〇 九 三 、	〇 九 三 、	〇 二 一 、	〇 九 一 、	〇 一 〇				
〇 七 一 、	〇 七 一 、	〇 五 〇	〇 八 四	〇 三 〇				
〇 二 一 、	〇 二 一 、	〇 三 六	〇 六 〇	〇 一				
〇 〇 一 、	〇 〇 一 、	〇 三 一	〇 五 一	〇 一				
〇 九 四	〇 九 四	〇 二 八	〇 四 七	〇 一				

下室及び地下街			法第三十二条第一項第 四号に掲げる施設	その他のもの				
の二のも	階数が	の一のも			も の け る に 設 地 下	他 の に 設 上 空	そ の け る に 設 上 空	柱類 その他の を表示する 標示柱
Aに○・○○六を乗じて得た額	Aに○・○○四を乗じて得た額				年 つ き 一	ト ル 方 積 占 用 面	年 つ き 一	
〇 四 三 、	〇 四 三 、	〇 〇 一 、	〇 七 一 、	〇 七 〇				
〇 四 一 、	〇 四 一 、	〇 四 三	〇 七 一	〇 一 〇				
〇 〇 一 、	〇 〇 一 、	〇 三 〇	〇 五 一	〇 一				
〇 八 五	〇 八 五	〇 二 六	〇 四 三	〇 一				
〇 七 八	〇 七 八	〇 三 三	〇 三 九	〇 一				

る施設に掲げ 第六号 第一項 第十二条 法第三					る施設に掲げ 第五号 第一項 第十二条 法第三				
その他のもの	もの	、他の催しに際し	祭礼、縁日その	その他のもの	路地下に設ける通	路	上空に設ける通	のもの三階数が	
月 つき一	トルに	方メー	積一平	占用面	日 つき一	トルに	方メー	積一平	占用面
〇 三〇	三、	〇 三〇	三		〇 九〇	三、	〇 九〇	九、	〇 〇〇一六
〇 五四		五 四			〇 七〇	一、	〇 六〇	一、	〇 七〇二、
〇 一九		一 九			〇 二〇	一、	〇 五七		〇 九五
九〇		九			〇 〇一、		〇 二七		〇 四五
五八		六			〇 九四		〇 一八		〇 二九

る施設に掲げ 第六号 第一項 第十二条 法第三					る施設に掲げ 第五号 第一項 第十二条 法第三				
その他のもの	もの	、他の催しに際し	祭礼、縁日その	その他のもの	路地下に設ける通	路	上空に設ける通	のもの三階数が	
月 つき一	トルに	方メー	積一平	占用面	日 つき一	トルに	方メー	積一平	占用面
〇 〇〇	三、	〇 三〇	三		〇 四〇	三、	〇 〇〇九	九、	〇 〇〇一五
〇 四八		四 八			〇 四〇	一、	〇 五〇	一、	〇 四〇二、
〇 一八		一 八			〇 〇一、		〇 五四		〇 九〇
八七		九			〇 八五		〇 二六		〇 四三
五九		六			〇 七八		〇 一八		〇 二九

る に 掲 げ る 物 件		第一 号	第七 条	～除く。ものであるアーチ看板～										
の そ の も の の 他	る も の の 設 け	る に 一 時 的	際 し、 に	催 し、 の	の 他	縁 日	祭 礼、 そ	標 識	の も の の 他	る も の の 設 け	る に 一 時 的			
つき 一 本 に		日 つ 一	き 一 本		年 つ 一	本 一	年 つ 一	月 つ 一	年 つ 一	月 つ 一	方 メ 一	積 表 面	方 メ 一	積 表 面
三 ○	三、	○ 三	三 三		○ 一	三 ○	三 三		○ 一	三 ○	三 三			
○ 五 四		五	四		○ 三	一			○ 四	五 ○			○ 五	四
○ 一 九		一	九		○ 九	六			○ 九	一 ○			○ 一	九
九 ○		九			○ 八	二			○ 九	○			九 ○	
五 八		六			○ 七	五			○ 五	八			五 八	

る 物 件		に 掲 げ	第 一 号	第 七 条	旗 ざ お		標 識	～除 く。もの あるを アーチ 看 板 （）							
の も の	そ の 他	る も の	に 設 け	一 時 的	際 し	催 し	の 他	縁 日	祭 礼	、 そ	の も の	そ の 他	る も の	に 設 け	一 時 的
つ き 一 本 に		日	つ き 一 本 に		年	つ き 一 本 に	年	つ き 一 本 に	ト ル メ 一 平	方 積 一 面	月	つ き 一 本 に	ト ル メ 一 平	方 積 一 面	表 示 面
○ ○	三、	○	三	○	○	七 ○	二、	○	○	三	○	○	○	三	○
○ 四 八		四	八		○	一 ○	一、	○	八 ○	四、	○	四 八		四 八	
○ 一 八		一	八		○	八 一		○	八 ○	一、	○	一 八		一 八	
八 七		九			○	六 八		○	八 七		八 七				
五 九		六			○	六 二		○	五 九		五 九				

工作物 第七条第二号に掲げる										
	アーチ			く。のを除く。	あるも	施設で	工事用	掲げる	四号に	七条第幕（第）
	のものその他	その他のもの	る横断する	車道をす	のものその他	その他のもの	るに設け一時的	際し、催しに	の他の縁日そ	祭礼、
トルに方積占用面メー一平	月つき一基に	月つき一	トルに方メー一平	積その面	月つき一	トルに方メー一平	積その面	月つき一	トルに方メー一平	積その面
○ 九 三 ○ 一	○ 六 ○ ○ 六	○ 三 ○ ○ 三	○ 三 ○ ○ 三	○ 三 ○ 三						
○ 七 一 ○ 一	○ 七 二 ○ ○ 二	○ 五 ○ 四 五	○ 五 ○ 四 五	○ 五 ○ 五				五四		
○ 二 一 ○ 一	○ 九 五	○ 九 一 ○ ○ 一	○ 一 ○ 一	九 ○ 九				一九		
○ ○ 一 ○ 一	○ 四 五	○ 九 ○		九 ○ 九				九		
○ 九 四	○ 二 九	○ 五 八		五 八				六		

工作物 第七条第二号に掲げる										
	アーチ			く。のを除く。	あるも	施設で	工事用	掲げる	四号に	七条第幕（第）
	のものその他	その他のもの	る横断する	車道をす	のものその他	その他のもの	るに設け一時的	際し、催しに	の他の縁日そ	祭礼、
トルに方積占用面メー一平	月つき一基に	月つき一	トルに方メー一平	積その面	月つき一	トルに方メー一平	積その面	月つき一	トルに方メー一平	積その面
○ 四 三 ○ 一	○ 五 ○ ○ 五	○ 三 ○ ○ 三	○ 三 ○ ○ 三	○ 三 ○ 三	○ 三 ○ 三	○ 三 ○ 三	○ 三 ○ 三	○ 三 ○ 三	○ 三 ○ 三	○ 三 ○ 三
○ 四 一 ○ 一	○ 四 二 ○ ○ 二	○ 四 四 ○ 八 四	○ 四 八 ○ 四 八	○ 四 八 ○ 四 八				四八		
○ ○ 一 ○ 一	○ 九 ○	○ 八 一 ○ 八 一	○ 一 ○ 一	一八 八				一八		
○ 八 五	○ 四 三	○ 八 七		八 七				九		
○ 七 八	○ 二 九	○ 五 九		五 九				六		

第七条第三号に掲げる施設										第七条第四号に掲げる工事用施設及び同条第五号に掲げる工事用材料				
る施設に掲げ第八号第七条										第七条第六号に掲げる仮設建築物及び同条第七号に掲げる施設				
。)を除くの地下の上ルの上トンネ地下(の二のも					の上空に設けるも					トネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの				
の	二の も	階 数 が	の	一の も	階 数 が									
月	つ き	ト ル	方 メ	積 一	占 用	年	つ き							

Aに○・○○六を乗じて得た額		Aに○・○○四を乗じて得た額		Aに○・○一八を乗じて得た額		Aに○・○三四を乗じて得た額	
A に○・○○六 を乗じて 得た額	A に○・○○四 を乗じて 得た額	A に○・○一八 を乗じて 得た額	A に○・○一八 を乗じて 得た額	額 得 じ を ○ ○ A た て 乗 一 ○ ・ に	○ 三 九	○ 三 ○ 三、	A に○・○三四 を乗じて 得た額
				た 額 て 乗 一 ○ ○ A 額 得 じ を 一 ・ に	○ 一 七	○ 五 四	
				た 額 て 乗 三 ○ ○ A 額 得 じ を 一 ・ に	○ 一 二	○ 一 九	
				た 額 て 乗 四 ○ ○ A 額 得 じ を 一 ・ に	○ 一 ○	九 ○	
				た 額 て 乗 八 ○ ○ A 額 得 じ を 一 ・ に	九 四	五 八	

Aに○・○○六を乗じて得た額	Aに○・○○四を乗じて得た額	Aに○・○一七を乗じて得た額	た額 て乗じ八を〇〇・Aに	〇三四	〇〇三、
			た額 て乗じ九を〇〇・Aに	〇一四	〇四八
			た額 て乗じ二を〇一・Aに	〇一〇	〇一八
			た額 て乗じ四を〇一・Aに	八五	八七
			た額 て乗じ七を〇一・Aに	七八	五九

動車駐	及び自	る施設	に掲げ	第第十号	第七条	る施設	に掲げ	第九号	第七条				
その他のもの						建築物			建築物			その他もの	もの設ける
												のもの	三以上階数が

年|つき
一|トル|方メ|積一
平|占
用面

乗 九 ○ ○ A	A に○ ○ 二四 を乗 じて得た額	た 額 て 得 乗 九 ○ ○ A	た 額 て 得 乗 三 ○ ○ A	A に○ ○ 二六 を乗 じて得た額	A に○ ○ 八 を乗 じて得た額
乗 一 ○ ○ A		た 額 て 得 乗 一 ○ ○ A	た 額 て 得 乗 五 ○ ○ A		
乗 二 ○ ○ A		た 額 て 得 乗 二 ○ ○ A	た 額 て 得 乗 七 ○ ○ A		
乗 五 ○ ○ A		た 額 て 得 乗 五 ○ ○ A	た 額 て 得 乗 二 ○ ○ A		
乗 七 ○ ○ A		た 額 て 得 乗 七 ○ ○ A	た 額 て 得 乗 四 ○ ○ A		

動車駐	及び自	る施設	に掲げ	第第十号	第七条	る施設	に掲げ	第九号	第七条				
その他のもの						建築物			建築物			その他もの	もの設ける
												のもの	三以上階数が

年|つき
一|トル|方メ|積一
平|占
用面

乗 七 ○ ○ A	A に○ ○ 二二 を乗 じて得た額	た 額 て 得 乗 七 ○ ○ A	額 得 た て 乗 一 ○ ○ A	A に○ ○ 二五 を乗 じて得た額	A に○ ○ 七 を乗 じて得た額
乗 九 ○ ○ A		た 額 て 得 乗 九 ○ ○ A	た 額 て 得 乗 二 ○ ○ A		
乗 一 ○ ○ A		た 額 て 得 乗 一 ○ ○ A	た 額 て 得 乗 五 ○ ○ A		
乗 四 ○ ○ A		た 額 て 得 乗 四 ○ ○ A	た 額 て 得 乗 九 ○ ○ A		
乗 五 ○ ○ A		た 額 て 得 乗 五 ○ ○ A	た 額 て 得 乗 二 ○ ○ A		

設げる施号に掲第十三第七条							急仮設する器具	建築物の上空に設けるもの							車場		
第七条第十二号に掲げるもの								高架の道路の上又									
の上空に設けるもの		設けるものの路面上に限る			架のものに限る		車専用道路(高)		道若しくは自動		は高速自動車国		トンネルの上又		は高架の道路の上又		トンネルの上又

Aに○・○二四を乗じて得た額	た額得て乗三〇一〇・Aに	Aに○・○二四を乗じて得た額	Aに○・○二六を乗じて得た額	Aに○・○二四を乗じて得た額	た額得て乗三〇一〇・Aに	Aに○・○二四を乗じて得た額
	た額得て乗五〇一〇・Aに		た額得て乗五〇一〇・Aに	Aに○・○二四を乗じて得た額	た額得て乗五〇一〇・Aに	
	た額得て乗七〇一〇・Aに		た額得て乗七〇一〇・Aに	Aに○・○二四を乗じて得た額	た額得て乗七〇一〇・Aに	
	た額得て乗二〇二〇・Aに		た額得て乗二〇二〇・Aに	Aに○・○二四を乗じて得た額	た額得て乗二〇二〇・Aに	
	た額得て乗四〇二〇・Aに		た額得て乗四〇二〇・Aに	Aに○・○二四を乗じて得た額	た額得て乗四〇二〇・Aに	

設げる施号に掲第十三第七条							急仮設する器具	建築物の上空に設けるもの							車場		
第七条第十二号に掲げるもの								高架の道路の上又									
の上空に設けるもの		設けるものの路面上に限る			架のものに限る		車専用道路(高)		道若しくは自動		は高速自動車国		トンネルの上又		は高架の道路の上又		トンネルの上又

Aに○・○二一一を乗じて得た額	額得たてじを〇〇・Aに	Aに○・○二一一を乗じて得た額	Aに○・○二五を乗じて得た額	Aに○・○二一一を乗じて得た額	額得たてじを〇〇・Aに	Aに○・○二一一を乗じて得た額
	た額得て乗二〇一〇・Aに		た額得て乗二〇一〇・Aに	Aに○・○二五を乗じて得た額	た額得て乗二〇一〇・Aに	
	た額得て乗五〇一〇・Aに		た額得て乗五〇一〇・Aに	Aに○・○二五を乗じて得た額	た額得て乗五〇一〇・Aに	
	た額得て乗九〇一〇・Aに		た額得て乗九〇一〇・Aに	Aに○・○二五を乗じて得た額	た額得て乗九〇一〇・Aに	
	た額得て乗二〇二〇・Aに		た額得て乗二〇二〇・Aに	Aに○・○二五を乗じて得た額	た額得て乗二〇二〇・Aに	

第七条第十四号及び第十五号に掲げる施設	その他のもの	
	Aに○・○三四を乗じて得た額	Aに○・○三一を乗じて得た額
<p>備考</p> <p>一 金額の単位は、円とする。</p> <p>二 所在地とは、占用物件の所在地をいい、その区分は、次のとおりとし、各年度の初日後に占用物件の所在地の区分に変更があつた場合は、同日におけるその区分によるものとする。</p> <p>イ 第一級地 その区域内の土地の平均価格（当該区域内の土地の価格（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百八十一條第一項又は第二項の規定により土地課税台帳又は土地補充課税台帳に登録されている価格をいう。）の合計を当該区域内の土地の地積（これらの規定により土地課税台帳又は土地補充課税台帳に登録されている地積をいう。）の合計で除したもの）が都の特別区及び人口五十万人以上の市の区域内の土地の平均価格以上であるものとして国土交通大臣が定める市町村（都の特別区を含む。以下同じ。）の区域をいう。</p> <p>ロ 第二級地 その区域内の土地の平均価格が都の特別区及び人口五十万人以上の市の区域内の土地の平均価格未満であり、かつ、人口五十万人未満二十万人以上の市の区域内の土地の平均価格以上であるものとして国土交通大臣が定める市町村の区域をいう。</p> <p>ハ 第三級地 その区域内の土地の平均価格が人口五十万人未満二十万人以上の市の区域内の土地の平均価格未満であり、かつ、人口二十万人未満の市の区域内の土地の平均価格以上であるものとして国土交通大臣が定める市町村の区</p>		

第七条第十四号及び第十五号に掲げる施設	その他のもの	
	Aに○・○三一を乗じて得た額	Aに○・○三一を乗じて得た額
<p>備考</p> <p>一 金額の単位は、円とする。</p> <p>二 所在地とは、占用物件の所在地をいい、その区分は、次のとおりとし、各年度の初日後に占用物件の所在地の区分に変更があつた場合は、同日におけるその区分によるものとする。</p> <p>イ 第一級地 その区域内の土地の平均価格（当該区域内の土地の価格（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百八十一條第一項又は第二項の規定により土地課税台帳又は土地補充課税台帳に登録されている価格をいう。）の合計を当該区域内の土地の地積（これらの規定により土地課税台帳又は土地補充課税台帳に登録されている地積をいう。）の合計で除したもの）が都の特別区及び人口五十万人以上の市の区域内の土地の平均価格以上であるものとして国土交通大臣が定める市町村（都の特別区を含む。以下同じ。）の区域をいう。</p> <p>ロ 第二級地 その区域内の土地の平均価格が都の特別区及び人口五十万人以上の市の区域内の土地の平均価格未満であり、かつ、人口五十万人未満二十万人以上の市の区域内の土地の平均価格以上であるものとして国土交通大臣が定める市町村（都の特別区を含む。以下同じ。）の区域をいう。</p> <p>ハ 第三級地 その区域内の土地の平均価格が人口五十万人未満二十万人以上の市の区域内の土地の平均価格未満であり、かつ、人口二十万人未満の市の区域内の土地の平均価格以上であるものとして国土交通大臣が定める市町村の区</p>		

域をいう。

二 第四級地 その区域内の土地の平均価格が人口二十万人未満の市の区域内の土地の平均価格未満であり、かつ、町及び村の区域内の土地の平均価格以上であるものとして国土交通大臣が定める市町村の区域をいう。

ホ 第五級地 その区域内の土地の平均価格が町及び村の区域内の土地の平均価格未満であるものとして国土交通大臣が定める市町村の区域をいう。

三

四 第一種電話柱とは、電話柱（当該電話柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち三条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第二種電話柱とは、電話柱のうち四条又は五条の電線を支持するものを、第三種電話柱とは、電話柱のうち六条以上の電線を支持するものをいうものとする。

四 第一種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電話柱であるものを除く。以下同じ。）のうち三条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第二種電話柱とは、電話柱のうち四条又は五条の電線を支持するものを、第三種電話柱とは、電話柱のうち六条以上の電線を支持するものをいうものとする。

五 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。

六 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。

七 Aは、近傍類似の土地（第七条第八号に掲げる施設のうち特定連結路附属地に設けるもの及び同条第十三号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地）の時価を表すものとする。

域をいう。

二 第四級地 その区域内の土地の平均価格が人口二十万人未満の市の区域内の土地の平均価格未満であり、かつ、町及び村の区域内の土地の平均価格以上であるものとして国土交通大臣が定める市町村の区域をいう。

ホ 第五級地 その区域内の土地の平均価格が町及び村の区域内の土地の平均価格未満であるものとして国土交通大臣が定める市町村の区域をいう。

三

四 第一種電話柱とは、電話柱（当該電話柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち三条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第二種電話柱とは、電話柱のうち四条又は五条の電線を支持するものを、第三種電話柱とは、電話柱のうち六条以上の電線を支持するものをいうものとする。

四 第一種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電話柱であるものを除く。以下同じ。）のうち三条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第二種電話柱とは、電話柱のうち四条又は五条の電線を支持するものを、第三種電話柱とは、電話柱のうち六条以上の電線を支持するものをいうものとする。

五 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。

六 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。

七 Aは、近傍類似の土地（第七条第八号に掲げる施設のうち特定連結路附属地に設けるもの及び同条第十三号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地）の時価を表すものとする。

八 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが〇・〇一平方メートル若しくは〇・〇一メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに〇・〇一平方メートル若しくは〇・〇一メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。

九 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が一年未満であるとき、又はその期間に一年未満の端数があるときは月割をもつて計算し、なお、一月未満の端数があるときは一月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が一月未満であるとき、又はその期間に一月未満の端数があるときは一月として計算するものとする。

八 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが〇・〇一平方メートル若しくは〇・〇一メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに〇・〇一平方メートル若しくは〇・〇一メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。

九 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が一年未満であるとき、又はその期間に一年未満の端数があるときは月割をもつて計算し、なお、一月未満の端数があるときは一月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が一月未満であるとき、又はその期間に一月未満の端数があるときは一月として計算するものとする。